○経済産業省告示第百九十一号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月三十日　経済産業大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本品質保証機構

二　変更しようとする事務所の名称　一般財団法人日本品質保証機構　ＪＩＳ認証事業部

三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目五番二号	東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地

○経済産業省告示第百九十二号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十四条の規定に基づき、認証の業務の全部を廃止する届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月三十日　経済産業大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　公益社団法人日本下水道協会

二　業務廃止日　平成二十五年十二月二十五日

三　登録認証機関の所在地　東京都千代田区内神田二丁目十番十二号内神田すいすいビル

四　登録の区分　Ａ（土木及び建築）、Ｇ（鉄鋼）、Ｋ（化学）

五　認証を行う事務所の名称及び所在地

公益社団法人日本下水道協会　検査・ＪＩＳ登録認証センター

東京都千代田区内神田二丁目十番十二号内神田すいすいビル

○経済産業省告示第百九十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日　経済産業大臣　茂木　敏充

第四条第一号の表北海道電力株式会社の項中「六・二四円」を「五・八八円」に改め、同表東北電力株式会社の項中「五・九二円」を「七・五五円」に改め、同表四国電力株式会社の項中「四・八二円」を「五・九四円」に改め、同条第二号イ中「七・六〇円」を「七・七六円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年九月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百二十三号

小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）第十一条第二項の規定に基づき、日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の廃止の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　廃止しようとする事務所の名称及び所在地

日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の廃止の届出があった件

二　前号の事務所の当該事務を廃止する日

平成二十五年十二月三十一日

三　廃止を必要とする理由

秋田支部における小型船舶検査事務等に係る実績の減少等に応じ、秋田支部の小型船舶検査事務等を青森支部及び仙台支部で行うことにより、当該事務等を効率的に実施するため

日本小型船舶検査機構秋田支部

秋田県秋田市土崎港西一丁目七番二十八号

○国土交通省告示第八百二十四号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四十八条第一項の規定に基づき、日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の管轄区域を平成二十六年一月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の管轄区域の変更の届出があった件

一　日本小型船舶検査機構青森支部

青森県、岩手県（宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡、気仙郡、上閉伊郡及び下閉伊郡（山田町に限る。）を除く。）並びに秋田県のうち秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、潟上市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、山本郡、北秋田郡及び南秋田郡

二　日本小型船舶検査機構仙台支部

宮城県、岩手県のうち宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡、気仙郡、上閉伊郡及び下閉伊郡（山田町に限る。）、秋田県（秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、潟上市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、山本郡、北秋田郡及び南秋田郡を除く。）、山形県並びに福島県（会津若松市、喜多方市、岩瀬郡（天栄村に限る。）、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡及び西白河郡（西郷村に限る。）を除く。）

三　日本小型船舶検査機構東京支部

東京都、埼玉県、群馬県及び栃木県並びに本邦外の地域

四　日本小型船舶検査機構新潟支部

新潟県、長野県（飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡及び木曽郡を除く。）並びに福島県のうち会津若松市、喜多方市、岩瀬郡（天栄村に限る。）、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡及び西白河郡（西郷村に限る。）

五　日本小型船舶検査機構浜松支部

静岡県（静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡及び駿東郡を除く。）並びに愛知県のうち豊橋市及び田原市

六　日本小型船舶検査機構沼津支部

静岡県のうち静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡及び駿東郡並びに山梨県

七　日本小型船舶検査機構下関支部

山口県（岩国市、柳井市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡を除く。）並びに福岡県のうち北九州市（若松区を除く。）、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡

八　日本小型船舶検査機構福岡支部

福岡県（北九州市（若松区を除く。）、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡を除く。）、佐賀県（鹿島市、嬉野市及び藤津郡を除く。）並びに長崎県のうち松浦市（福島町及び鷹島町に限る。）、壱岐市及び対馬市

九　日本小型船舶検査機構長崎支部

佐賀県のうち鹿島市、嬉野市及び藤津郡並びに長崎県（松浦市（福島町及び鷹島町に限る。）、壱岐市及び対馬市を除く。）

○国土交通省告示第八百二十五号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年八月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏